

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年2月1日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成23年2月14日から同年3月7日まで縦覧に供する。

平成23年2月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区分名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 東又地区	丸亀市都市経済部土地改良課
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 常徳坊地区	善通寺市農林水道部土地改良課